

大町町公設学習塾「まちじゆく」業務委託契約に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

大町町教育委員会 社会教育係

1 総則

(1)業務名

大町町公設学習塾「まちじゅく」業務委託

(2)概要及び目的

大町町では、大町ひじり学園小学部に就学する児童の基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図ることを目的とし、設置された大町町公設学習塾「まちじゅく」業務について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する優先交渉権を選定する。

(3)実施主体

大町町

(4)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5)委託業務期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(6)業務内容

公設学習塾「まちじゅく」業務委託仕様書のとおり

(7)提案限度額

2,770,000 円（月額 277,000 円）以内（消費税及び地方消費税を含む）

※金額は、仕様書にある業務の実施に係る全ての費用を含む。なお、これを超えた提案は無効とする。

(8)選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

当町の審査委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も高い評価を受けた者から順に優先交渉権者として受託事業者を決定する。

ただし、参加者が1者の場合においては、町が定める基準点以上でなければ交渉権者として認められないものとする。

(9) 全体スケジュール

本業務は、次表のとおり実施する。

項目	日程（予定）	備考
実施要領の公告	令和8年4月23日（木）	
質問受付期間（※1）	令和8年4月23日（木） 午前8時30分から 令和8年5月 1日（金） 午後5時まで（※2）	
参加申込書提出期間	令和8年4月23日（木） 午前8時30分から 令和8年5月12日（火） 午後5時まで（※2）	
質問回答期限	令和8年5月 8日（金）	
プレゼンテーション資料（企画提案書）提出期限	令和8年5月15日（金） 午後5時まで	
一次審査（書類審査）	令和8年5月19日（火）	
一次審査結果通知	一次審査後、速やかに通知します	
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月下旬（予定）	
二次審査結果通知	二次審査終了後、速やかに通知します	

※1 プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式5）」により、電子メールにて大町町教育委員会事務局社会教育係（kyouikuiinkai@town.omachi.saga.jp）へ送信すること。

また、質問をする場合は、電子メール送信後に電話にて必ず受信確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

※2 閉庁日を除く。

2 提案手続

(1) 提出書類は以下の書類をすべて提出すること。

No	書類の種別	様式等	注意事項等
1	参加申込書	様式 1	・社印、代表社印を押印すること
2	会社概要書	様式 2	・事業概要及び組織図等が記載されているパンフレット等があれば添付すること
3	業務実施体制	様式 3	・社印、代表社印を押印すること
4	業務実績表	様式 4	・過去に履行した同種業務の実績を記入すること

5	企画提案書 ※仕様書にある業務の目的・内容に沿っていること。 ※社名等の作成者が特定できる情報は記載しないこと。	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版を基本とすること ※下記の事項については必ず記載すること ア 運営方針・理念について イ 教育方針と教育内容について ウ 配慮の必要な児童について エ 事故防止策・事故発生時対応・衛生管理について オ 物品の調達方法について カ 保護者との連携について キ 講師配置について ク 講師採用基準・雇用条件・研修について ケ 個人情報保護について コ 類似業務の受託実績について
6	本業務の見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・社印、代表社印を押印すること ・A4版とすること ・委託費の内訳を記載すること

(2)令和 7・8 年度大町町競争入札参加資格者名簿に「物品・役務等」の登録がなされていること。
ただし、「物品・役務等」に登録がない者は、以下の書類を添付し提出すること。

No	書類の種別	様式等	注意事項等
1	営業所一覧	指定様式	—
2	営業経歴書	指定様式	直近 2 年分
3	許可証明書または登録証明書	写し可	該当者のみ
4	現在事項全部証明書	写し可	—
5	納税証明書(国税)	写し可	様式「その3の3」(法人税及び消費税等についての未納の税額がないことの証明)を提出すること。 (証明窓口は本店所在地の所轄税務署)
6	市町村税の滞納がないことの証明書	写し可	証明書は本社(店)名義のものを提出すること。
7	使用印鑑届	指定様式	入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領時に使用する印鑑を押印すること。
8	印鑑証明書	写し可	所轄の法務局が発行したものを提出すること。
9	財務諸表(決算書等)	任意様式	直近 1 年分の貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
10	委任状	指定様式	支店・営業所等に委任をする場合のみ

(3) 提出部数

「(1)」の参加申込関係書類及びプレゼンテーション資料については 正本 1 部、副本 6 部

「(2)」の入札参加資格申請書類については 1 部

(4) 提出期間

令和 8 年 4 月 23 日(木) 午前 8 時 30 分 から

令和 8 年 5 月 12 日(火) 午後 5 時まで (ただし、閉庁日を除く)

※(1)の No5「企画提案書」のみ提出期限を令和 8 年 5 月 15 日(金)午後 5 時までとする

(5) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。ただし、郵送については、令和 8 年 5 月 12 日(火)(※企画提案書は令和 8 年 5 月 15 日(金))の消印のものまで有効とし、発送の際にその旨電話にて連絡すること。メールでの受け付けは行わない。

「提出先」

〒849-2101

佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

大町町教育委員会事務局 社会教育係

電話: 0952-82-3177

3 選考方法及び評価基準

(1) 審査手順

公募型プロポーザル方式により選定する。委託事業者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の専門性、技術力のほか、業務実績や経験など、その適格性を確認するため、提出書類やプレゼンテーションの内容を、当町の審査委員会において審査を行い、最も高い評価を受けたものから順に、委託候補者及び委託候補次点者として選定する。

その後、委託候補者と契約締結に向けた協議を行ったうえで、随意契約を締結し、受託事業者を決定する。

なお、委託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。

(2) 評価項目

ア 一次審査(書類審査)

提出された書類の不備等、提出書類の適格性について書類審査を行う。

書類審査は、令和8年5月19日(火)に行い、二次審査に進む提案者を選定する。
審査結果は、審査後に速やかに通知します。

イ 二次審査(プレゼンテーション審査)

提案者によるプレゼンテーションを実施する。

実施内容等の詳細は、提案者に通知する。

< 日 程 > 令和8年5月下旬(予定)

< 会 場 > 大町町役場 中会議室(予定)

< 所要時間 > 提案者につき30分(20分間のプレゼンテーション及び10分間の質疑応答)

< 出席者数 > 提案者につき4名までとする。

< その他 > パワーポイントの使用を認める。プロジェクター、スクリーンの使用機材は当町で準備することとする。

二次審査における審査項目		
項目	配点割合	評価のポイント
業務内容の理解・考え方	10%	・事業の目的を理解し、業務実績にあたっての方針が立てられているか
事業者の信頼度、意欲、熱意	10%	・提案内容・説明に矛盾はないか ・取り組み意欲・熱意は十分か
提案内容の適格性	45%	・業務実施手順や指導内容は妥当かつ、事業目的が達成できると見込まれる有効性の高い実施方法が提案されているか ・個に応じた指導方法等の工夫がなされているか ・学習意欲の向上に対する工夫が計画されているか
業務遂行能力・執行技術力	30%	・業務遂行体制(従事する講師の質、人員体制)は妥当か ・本業務を遂行するために必要な知識、経験を有しているか ・本業務を適切に管理し、必要に応じ改善できる体制となっているか ・ひじり学園及び教育委員会との連携の重要性の認識と取り組む体制はあるか ・事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか

参考見積額	5%	・本業務に見合った額で積算されているか
-------	----	---------------------

(2) 二次審査の審査基準

二次審査の審査基準は、上記の配点のとおりとし、最低基準点は6割とする。

なお、提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、受託予定者とする。

4 提出書類の取扱い

(1) 本プロポーザルに要する一切の経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。

(2) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。

(3) 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。

5 契約内容協議及び契約

優先交渉権者が選定された後、速やかに提案の内容と当町の意向及び契約金額等について協議調整を行う。協議調整がつかず契約に至らなかった場合は、次点の者を優先交渉権者とし、協議を開始する。

6 失格事項

次の各号の一つに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 提出書類の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。

(3) 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 参加申込書等の提出期限から契約までの間に、官公庁から指名停止措置を受けた場合

(5) この要領に定められた以外の手法により、選定委員会又は関係者に提出書類作成に関する援助を直接的、間接的に求めた場合。

7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに大町町教育委員会事務局まで文書での通知をすること。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (2) このプロポーザルに参加することに伴って知り得た情報については、当町の許可なく外部に漏らさないこと。
- (3) プロポーザル提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合、その者に対して大町町の指名停止措置を行うことがある。

8 問い合わせ先

大町町教育委員会事務局 社会教育係

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

TEL:0952-82-3177

FAX:0952-82-3117

E-mail:kyouikuinkai@town.omachi.saga.jp